

感染症対策に関する法律について

感染症法

齋藤 智也

国立感染症研究所感染症危機管理研究センター長

感染症対策に関する法律について

感染症法

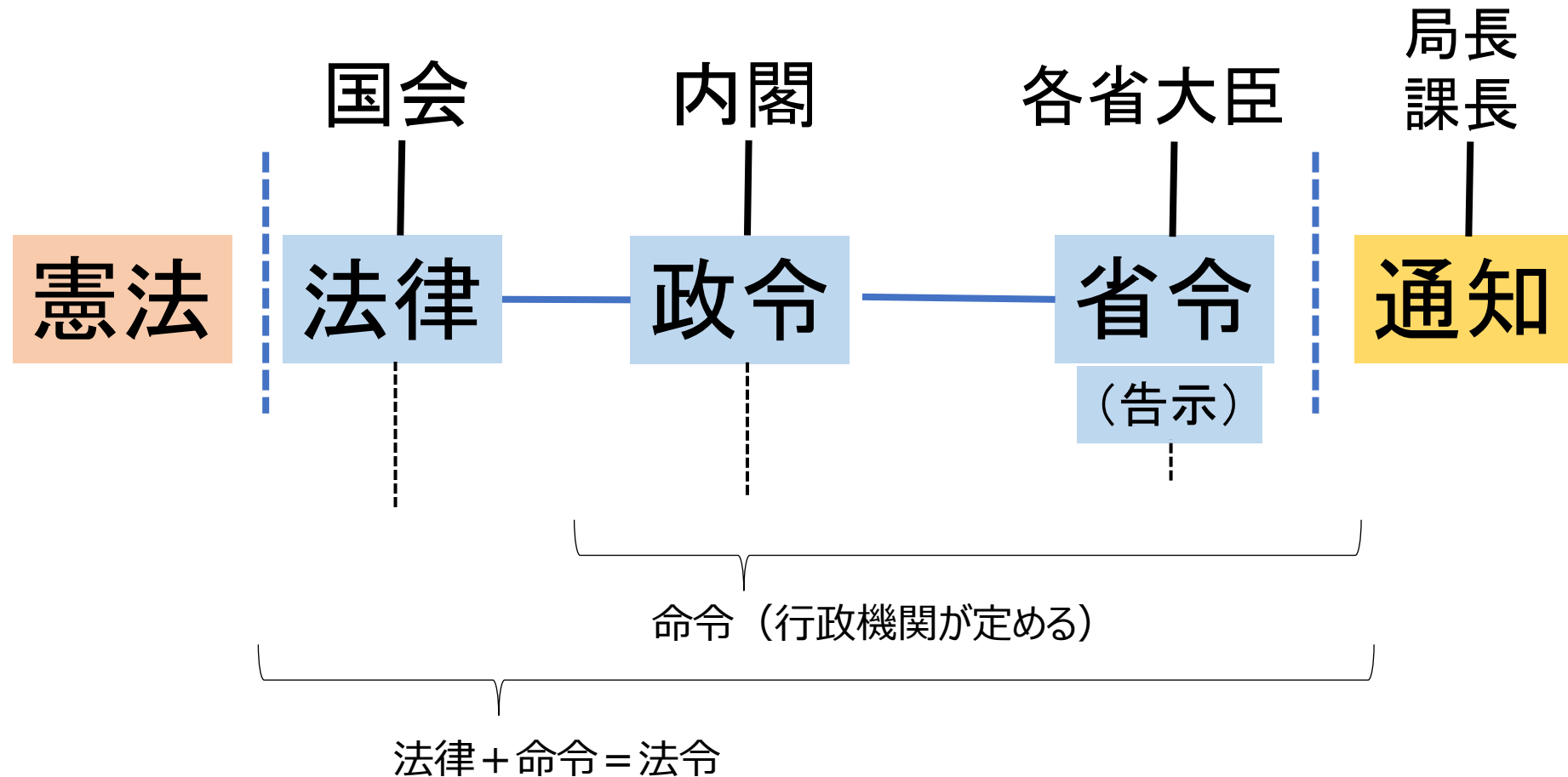
- 法律・政令・省令・告示・通知
- 感染症法
 - 基礎知識（制定の背景と理念）
 - 感染症法上の類型
 - 患者・疑似症患者・無症状病原体保有者
 - 令和3年改正のポイントを中心に
 - サーベイランス
 - 積極的疫学調査
 - 感染症法上の措置
 - 医療の提供

感染症対策に関する法律について

感染症法

- **法律・政令・省令・告示・通知**
- **感染症法**
 - 基礎知識（制定の背景と理念）
 - 感染症法上の類型
 - 患者・疑似症患者・無症状病原体保有者
 - 令和3年改正のポイントを中心に
 - サーベイランス
 - 積極的疫学調査
 - 感染症法上の措置
 - 医療の提供

法令・通知の構成



(参考:新型インフルエンザ等対策特別措置法の例)

(法律) 新型インフルエンザ等対策特別措置法

(平成24年法律第31号)

(政令) 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

(平成25年政令第122号)

(省令) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令

(平成25年厚生労働省令第60号)

(告示) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第五十六条第二項の規定により特定都道府県知事が行う埋葬又は火葬の方法を定める告示

(平成25年厚生労働省告示第142号)

(法律) 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (抄)

(医療等の実施の要請等)

第31条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者(以下「患者等」という。)に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者(以下「医療関係者」という。)に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

(医療等の実施の要請の対象となる医療関係者等)

第五条 法第31条第1項の政令で定める医療関係者は、次のとおりとする。

- 一 医師
- 二 歯科医師
- 三 薬剤師
- 四 保健師
- 五 助産師
- 六 看護師
- 七 准看護師
- 八 診療放射線技師
- 九 臨床検査技師
- 十 臨床工学技士
- 十一 救急救命士
- 十二 歯科衛生士

(医薬品等の譲渡等の特例)

第六十四条 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資を無償又は時価よりも低い対価で譲渡し、貸し付け、又は使用させることができる。

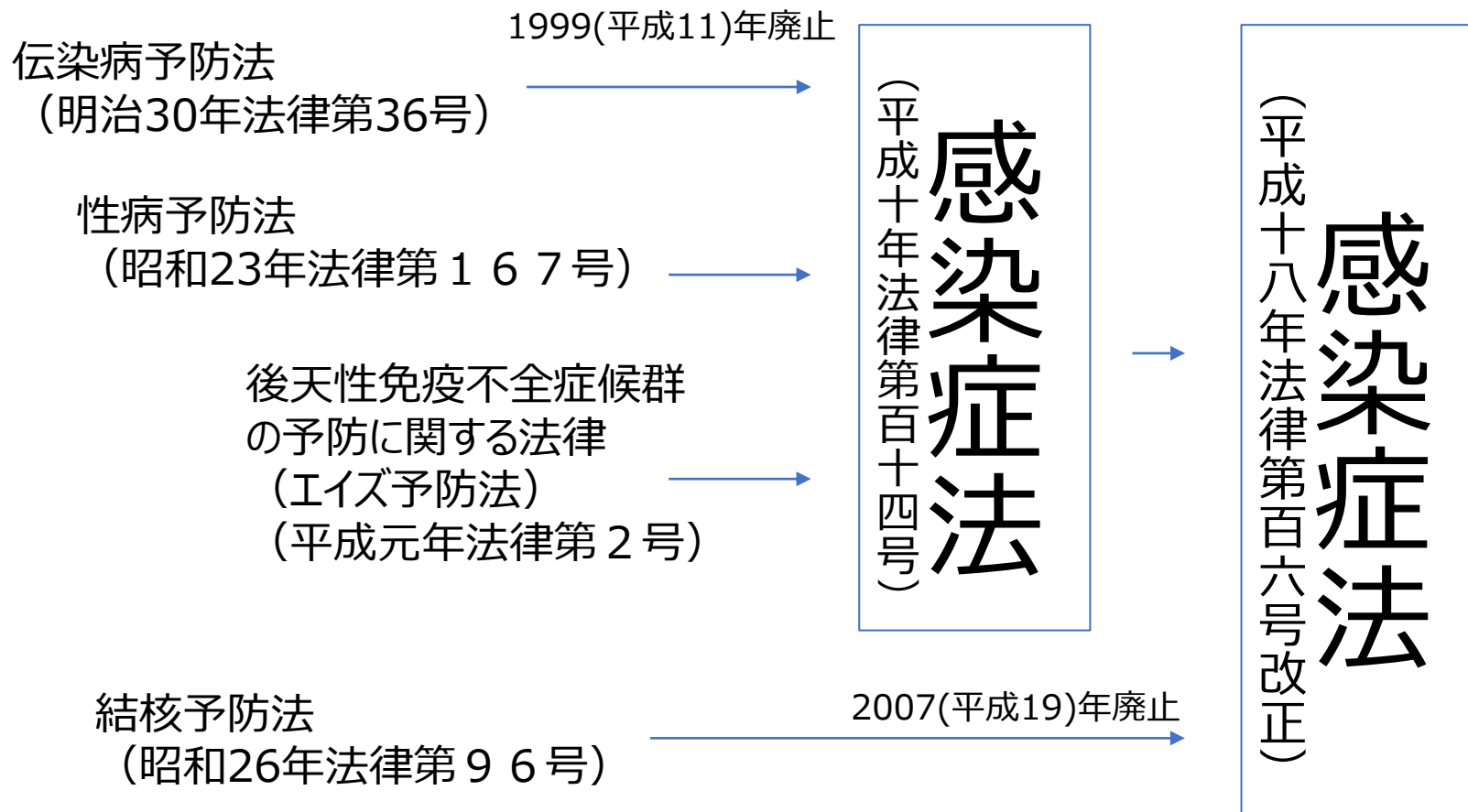
新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令

感染症対策に関する法律について

感染症法

- 法律・政令・省令・告示・通知
- **感染症法**
 - **基礎知識（制定の背景と理念）**
 - 感染症法上の類型
 - 患者・疑似症患者・無症状病原体保有者
 - 令和3年改正のポイントを中心に
 - サーベイランス
 - 積極的疫学調査
 - 感染症法上の措置
 - 医療の提供

感染症法制定の背景



感染症法制定の背景

1. 感染症の発生・拡大の状況の変化

- 新興感染症の発生
- 感染症に対する医療の向上

2. 旧伝染病予防法下での感染症対策の問題

- 発動する措置が一律で硬直的
 - 類型の再整理
- 人権尊重の観点からの手続き保障
- 健康危機への適切な対処
 - 感染症発生動向調査など発生前からの対応の制度化
- 動物由来感染症にかかる対策
 - サルの輸入検疫等



感染症法の理念

- 正式名称：感染症の予防及び
感染症の患者に対する医療に関する法律

- 第1条（目的）

この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

感染症法の改正

平成15(2003)年改正	緊急時の対応強化 (SARSの教訓) 一類感染症追加 (SARS、痘そう (天然痘)) 動物由来感染症対策の強化
平成18(2006)年改正	病原体管理体制の導入 類型見直し等 南米出血熱 (一類) 、結核(二類) 、炭疽等 (四類) SARS(一類->二類) 、腸管感染症(二類->三類) 旧結核予防法廃止
平成20(2008)年改正	「 新型インフルエンザ 等感染症」の新類型
平成26(2014)年改正 (平成28年4月1日全面施行)	二類感染症追加 (MERS、特定鳥インフルエンザ) 情報収集体制の強化 (検体採取規定等)
令和3(2021)年改正	新型コロナウイルス感染症 を「 新型インフルエンザ 等感染症」に位置付け 入院措置見直し (罰則、宿泊・自宅療養) 積極的疫学調査の実効性の確保など

感染症対策に関する法律について

感染症法

- 法律・政令・省令・告示・通知
- 感染症法
 - 基礎知識（制定の背景と理念）
 - **感染症法上の類型**
 - 患者・疑似症患者・無症状病原体保有者
 - 令和3年改正のポイントを中心に
 - サーベイランス
 - 積極的疫学調査
 - 感染症法上の措置
 - 医療の提供

感染症対策に関する法律について

感染症法

- 法律・政令・省令・告示・通知
- **感染症法**
 - 基礎知識（制定の背景と理念）
 - **感染症法上の類型**
 - 患者・疑似症患者・無症状病原体保有者
 - 令和3年改正のポイントを中心に
 - サーベイランス
 - 積極的疫学調査
 - 感染症法上の措置
 - 医療の提供

感染症に対する主な措置等

措置内容	医師から保健所への届出	病原体を媒介するねずみ、昆虫等の駆除	就業制限 健康診断受診の勧告・実施	入院の勧告・措置	検疫法に基づく隔離等
	感染症の発生の原因等の調査	汚染された場所の消毒			建物の立入制限・封鎖 交通の制限
一類感染症 エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱 等	“危険性が極めて高い” > 患者・疑似症・無症状病原体保有者に入院が必要				
二類感染症 結核、SARS、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9) 等	“危険性が高い” > 患者と一部の疑似症患者に入院等が必要				
三類感染症 コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等	“特定の職業への就業によりリスク”				
四類感染症 狂犬病、マラリア、デング熱 等	“動物・物件の消毒等措置が必要”				
五類感染症 インフルエンザ、性器クラミジア感染症、梅毒 等	“発生動向調査を行う”				

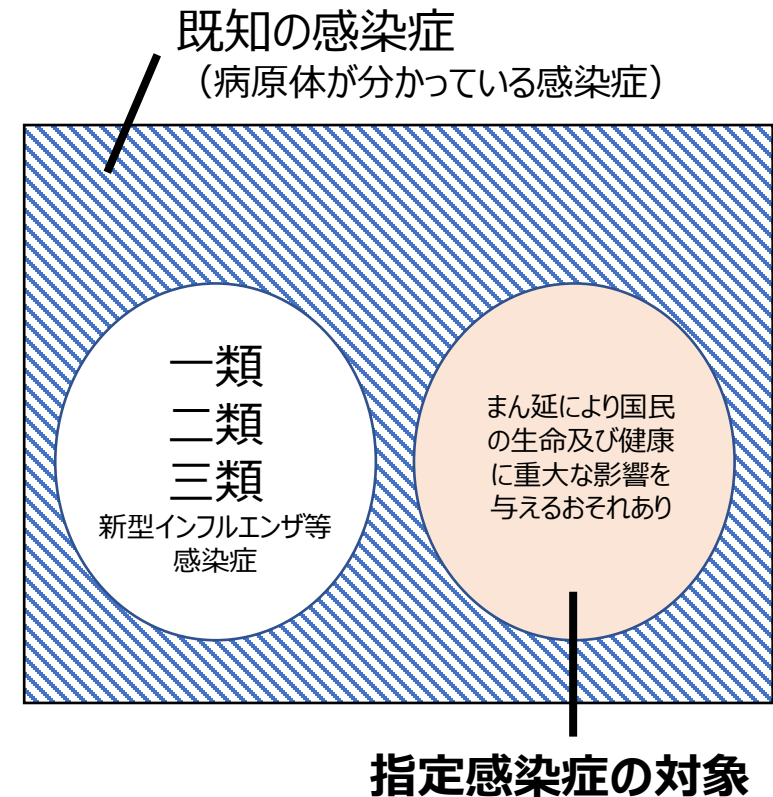
注：新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザ等である「新型インフルエンザ等感染症」については、上記全ての措置を講じることができる。

危機管理のための類型

- **指定感染症**
- 新感染症
- 新型インフルエンザ等感染症

指定感染症

- 既知の感染性疾患
- 一類～三類、新型インフルエンザ等感染症以外
- まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれあり
- 一年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めることにより一類から三類、新型インフルエンザ等感染症に対する規定の準用が可能
(一年以内の延長が可能)
- 例
 - 新型コロナウイルス感染症
 - R2.3.14～R3.1.31+延長～R4.1.31
 - R3.2.13より新型インフルエンザ等感染症に位置付け



新型コロナウイルス感染症法に対する感染症法上の措置の準用

感染症法に基づく主な措置の概要(政令による準用の有無)

本政令により
新たに対象
となる部分
20.2.14
施行

	一類感染症	二類感染症	指定感染症(※1)	新型インフルエンザ等感染症	新感染症(※2)
規定されている疾病名	エボラ出血熱 ペスト ラッサ熱 等	結核 SARS 鳥インフルエンザ(H5N1 等)	新型コロナウイルス (過去に、MERS、 鳥フル等)	新型インフルエンザ(※3) 再興型インフルエンザ(※ 4)	発生時に決定
疾病名の規定方法	法律	法律	政令	法律(発動は大臣による公表)	厚生労働大臣による公表
無症状病原体保有者への適用	○	×	指定感染症の感 染力・重篤等に 鑑みて、どの感 染症法の規定を 準用するかにつ き、政令で定める。 (今般の新型コ ロナウイルス感 染症について準 用しているのは措 置については、 左記の黄色ハイ ライト部分を参 照)	○	—
疑似症患者への適用	○	○(政令で定めるも の)		○(かかっていると疑うに正当 な理由のあるもの)	—
入院の勧告・措置	○	○		○	新感染症の所見等がある 者に対して、または、新感 染症にかかる各種の物件 等に対して、左記の措置を 行う場合、 ・都道府県知事は厚生労働 大臣に報告し、 ・厚生労働大臣は、それに 指示を出し、また、それにつ いて、厚生科学審議会に報 告しなければならない。 ※なお、症例が蓄積され、 病原体の特定等が進んだ 時点で、政令で1類感染症 に指定し、感染症法の準用 する規定を定めなければな らない。
就業制限	○	○		○	
健康診断受診の勧告・実施	○	○		○	
死体の移動制限	○	○		○	
ねずみ、昆虫等の駆除	○	○		△(※5)	
汚染された物件の廃棄等	○	○		○	
汚染された場所の消毒	○	○		○	
獣医師の届出	○	○		○	
医師の届出	○(直ちに)	○(直ちに)	○(直ちに)		
積極的疫学調査の実施	○	○	○		
生活用水の使用制限	○	○			
建物の立入制限・封鎖	○	×		△(※5)	
交通の制限	○	×		△(※5)	
健康状態の報告要請	×	×		○	
外出の自粛の要請	×	×		○	

20.3.27
施行

※1 既に知られている感染性(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)の疾病であって、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

※2 人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。当該感染症については、別途、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置が存在する。

※3 新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。当該感染症については、別途、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置が存在する。

※4 かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。当該感染症については、別途、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置が存在する。

※5 適用する場合は、別途政令を定める必要がある。

第37回厚生科学審議会感染症部会(持ち回り開催)資料(令和2年2月12日)

危機管理のための類型

- 指定感染症
- **新感染症**
- 新型インフルエンザ等感染症

新感染症

- 感染症法の原則

- **症状**があり、かつ**病原体が検出**された人に対して措置ができる
 - （幾つかの感染症については）無症状でも病原体が検出されている人に対しても措置ができる。（無症状病原体保有者）
 - （幾つかの感染症については）（接触歴等のリスク背景があり）症状を呈している人に対しても措置ができる。（疑似症患者）

- 感染症らしいが病原体が未同定。でも何かしら措置を執らなければ重大な影響！

→**新感染症**の概念

新感染症（感染症法第6条第9項）

- 「人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの」
 - 感染性疾病と考えられるが原因（病原体）が不明である「未知」の感染症について、（（原因が究明されるのを待たずに）迅速に対応をとるべきと考えられるものに対し迅速に措置をとるためのカテゴリー。
 - 通常感染症法は患者から病原体が検出された人に対して措置をとることが前提だが、病原体が不明なので症状等で対象者を特徴付けて「所見がある者」に措置をとるもの。
 - 一類感染症（エボラ出血熱等）と同等の措置を想定。

新感染症の例

- SARS（重症急性呼吸器症候群）

- 中国南部の広東省を起源とした重症な非定型性肺炎が世界的規模で集団発生。その後原因が新型のコロナウイルス（SARS-CoV）によるものと判明。2002年11月16日の中国の症例に始まり、台湾の症例を最後に、2003年7月5日にWHOによって終息宣言が出されたが、32の地域と国にわたり8,000人を超える症例が報告された。
- 2003年3月にWHOは、全世界に向けて異型肺炎の流行に関する注意喚起（Global Alert）を発し、本格的調査を開始。原因不明の重症呼吸器疾患としてsevere acute respiratory syndrome（SARS）と名づけ、「世界規模の健康上の脅威」と位置づけ、異例の旅行勧告も発表。

- 2003年4月、感染症法の「新感染症」に指定
- 病原体判明後6月に「指定感染症」に指定
- 11月に感染症法改正により「一類感染症」に位置付け（現在は「二類感染症」）

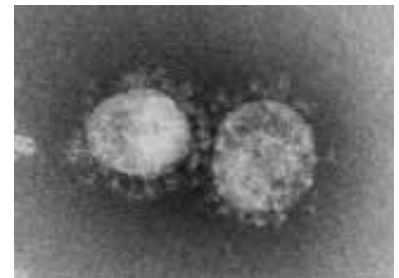


図. SARSコロナウイルスの電子顕微鏡像
（国立感染症研究所SARS診断グループ提供）
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/414-sars-intro.html>

危機管理のための類型

- 指定感染症
- 新感染症
- **新型インフルエンザ等感染症**

新型インフルエンザ等感染症（第6条第7項）

- 一 **新型インフルエンザ**（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
- 二 **再興型インフルエンザ**（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
- 三 **新型コロナウイルス感染症**（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
- 四 **再興型新型コロナウイルス感染症**（かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

2021(令和3)年2月17日の改正法の施行によって、
COVID-19感染症は指定感染症から、「**新型インフルエンザ等感染症**」になった

インフルエンザと感染症法上の措置

感染症法上の 類型	対象疾病	実施できる措置						
		隔離 【検疫法】	停留 【検疫法】	入院勧 告・措置	就業 制限	医師の届 出	外出自粛 要請	宿泊・自宅 療養
二類感染症	特定鳥インフルエンザ (H5N1, H7N9) 等	×	×	○	○	○	×	×
四類感染症	鳥インフルエンザ (H5N1, H7N9を除く)	×	×	×	×	○	×	×
五類感染症	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新 型インフルエンザ等感染症を除く。)	×	×	×	×	×	×	×
新型インフルエンザ 等感染症	新型/再興型インフルエンザ 新型/再興型コロナウイルス感染症	○	○	○	○	○	○	○
指定感染症	(該当なし)	一類から三類感染症に準じた措置 (延長含め最大2年間に限定)						
新感染症	(該当なし)	(症例積み重ね前) 個別対応 (症例積み重ね後) 一類感染症に準じた対応						

新型インフルエンザ等感染症

- 感染症法の原則

- **症状**があり、かつ**病原体が検出**された人に対して措置ができる

- （幾つかの感染症については）無症状でも病原体が検出されている人に対しても措置ができる。

- （幾つかの感染症については）（接触歴等のリスク背景があり）症状を呈している人に対しても措置ができる。

- まだ症状が出ていないし、病原体も検出されていない。しかし、患者との濃厚接触歴があり、感染している可能性が高く、早めに措置を執りたい！

「新型インフルエンザ等感染症」に対する感染症法上の措置

（感染を防止するための報告又は協力）

第四十四条の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、**当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。**

（濃厚接触者に対する外出自粛要請ができる）

「新型インフルエンザ等感染症」に対する感染症法上の措置

(感染を防止するための報告又は協力)

← 宿泊療養・自宅療養

第四十四条の三

2 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症（病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。第七項において同じ。）のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該**感染症の患者**に対し、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、**又は宿泊施設**（当該感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。同項において同じ。）**若しくは当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないこと**その他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。 *NEW*

3 前二項の規定により**報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならず、前二項の規定により協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。**

4、5、6、7（略）

「新型インフルエンザ等感染症」に対する感染症法上の措置

(感染を防止するための報告又は協力)

第四十四条の三

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により協力を求めるときは、必要に応じ、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給（次項において「食事の提供等」という。）に努めなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により、必要な食事の提供等を行った場合は、当該食事の提供等を受けた者又はその保護者から、当該食事の提供等に要した実費を徴収することができる。

6 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により協力を求めるときは、必要に応じ、市町村の長と連携するよう努めなければならない。

7 都道府県知事は、第二項の規定により協力を求めるときは、当該都道府県知事が管轄する区域内における新型インフルエンザ等感染症の患者の病状、数その他当該感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、必要な宿泊施設の確保に努めなければならない。

まとめ：危機管理のための類型

• 指定感染症

- 1・2・3類、新型インフル等以外でヒト-ヒト感染しやすいもの（入院等必要なもの）

• 新感染症

- 病原体不明の感染性疾患でヒト-ヒト感染しやすいもの（入院等必要なもの）→病原体診断できないので所見で患者定義

• 新型インフルエンザ等感染症

- 新型インフル・コロナのヒト-ヒト感染しやすいもの

感染症対策に関する法律について

感染症法

- 法律・政令・省令・告示・通知
- **感染症法**
 - 基礎知識（制定の背景と理念）
 - 感染症法上の類型
 - **患者・疑似症患者・無症状病原体保有者**
 - 令和3年改正のポイントを中心に
 - サーベイランス
 - 積極的疫学調査
 - 感染症法上の措置
 - 医療の提供

患者・疑似症患者・無症状病原体保有者

・原則

	症状	病原体
患者	○	○
疑似症患者	○	X
無症状 病原体保有者	X	○

疑似症患者及び無症状病原体保有者 に対するこの法律の適用（第8条）

- **一類感染症**
 - 疑似症・無症状病原体保有者も「患者」
- **二類感染症**
 - （政令指定のものについて）疑似症も「患者」
- **新型インフルエンザ等感染症**
 - 疑似症（当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものについて）・無症状病原体保有者も「患者」

届出対象（第12条）：
 1類・新型インフル等の患者、
 2－4類の患者＋無症状病原体保有者

注：話を簡単にするため、ここでは
 5類と疑似症定点は除外します。

感染症法における感染症の分類

感染症 類 型	疾 病 名	届 出 の 要 否			届 出 方 法			法に基づく入院勧告の可否			就業制限通知の可否		
		患者	疑似症	無症状病原体 保有者	定点種別	時期	内容	患者	疑似症	無症状病原体 保有者	患者	疑似症	無症状病原体 保有者
1	エボラ出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	クリミア・コンゴ出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	痘そう	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	南米出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	ベスト	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	マールブルグ病	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	ラッサ熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
2	急性灰白髄炎	○	×	○	(全数)	直ちに	a	○	×	×	○	×	○
2	結核	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	ジフテリア	○	×	○	(全数)	直ちに	a	○	×	×	○	×	○
2	重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARSコロナウイルスであるものに限る。)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERSコロナウイルスであるものに限る。)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	鳥インフルエンザ(H5N1)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	鳥インフルエンザ(H7N9)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
3	コレラ	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	細菌性赤痢	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	腸管出血性大腸菌感染症	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	腸チフス	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	パラチフス	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
4	E型肝炎	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×

厚労省HP

> 感染症法に基づく医師の届出のお願い

> 届出の対象となる感染症の種類

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000203410.pdf>

届出対象（第12条）：
 1類・新型インフル等の患者、
 2－4類の患者＋無症状病原体保有者

注：話を簡単にするため、ここでは
 5類と疑似症定点は除外します。

感染症法における感染症の分類

感染症 類 型	疾 病 名	届 出 の 要 否			届 出 方 法			法に基づく入院勧告の可否			就業制限通知の可否		
		患者	疑似症	無症状病原体 保有者	定点種別	時期	内容	患者	疑似症	無症状病原体 保有者	患者	疑似症	無症状病原体 保有者
1	エボラ出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	クリミア・コンゴ出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	痘そう	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	南米出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	ベスト	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	マールブルグ病	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	ラッサ熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
2	急性灰白髄炎	○	×	○	(全数)	直ちに	a	○	×	×	○	×	○
2	結核	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	ジフテリア	○	×	○	(全数)	直ちに	a	○	×	×	○	×	○
2	重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARSコロナウイルスであるものに限る。)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERSコロナウイルスであるものに限る。)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	鳥インフルエンザ(H5N1)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	鳥インフルエンザ(H7N9)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
3	コレラ	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	細菌性赤痢	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	腸管出血性大腸菌感染症	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	腸チフス	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	パラチフス	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
4	E型肝炎	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×

1類は
 疑似症・無症状病原体保有者 = 患者
 政令指定の2類は
 疑似症 = 患者 (第8条)

厚労省HP
 > 感染症法に基づく医師の届出のお願い
 > 届出の対象となる感染症の種類
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000203410.pdf>

政令指定の二類：結核、SARS/MERS, H5N1/H7N9

就業制限の対象（第18条）：
1-3類・新型インフル等の
患者＋無症状病原体保有者

感染症法における感染症の分類

感染症 類型	疾 病 名	届 出 の 要 否			届 出 方 法			法に基づく入院勧告の可否			就業制限通知の可否		
		患者	疑似症	無症状病原体 保有者	定点種別	時期	内容	患者	疑似症	無症状病原体 保有者	患者	疑似症	無症状病原体 保有者
1	エボラ出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	クリミア・コンゴ出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	痘そう	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	南米出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	ベスト	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	マールブルグ病	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	ラッサ熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
2	急性灰白髄炎	○	×	○	(全数)	直ちに	a	○	×	×	○	×	○
2	結核	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	ジフテリア	○	×	○	(全数)	直ちに	a	○	×	×	○	×	○
2	重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARSコロナウイルスであるものに限る。)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERSコロナウイルスであるものに限る。)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	鳥インフルエンザ(H5N1)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	鳥インフルエンザ(H7N9)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
3	コレラ	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	細菌性赤痢	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	腸管出血性大腸菌感染症	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	腸チフス	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	パラチフス	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
4	E型肝炎	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×

厚労省HP
 > 感染症法に基づく医師の届出のお願い
 > 届出の対象となる感染症の種類
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000203410.pdf>

就業制限の対象（第18条）：
1類の患者、2・3類の患者 + 無症状病原体保有者

感染症法における感染症の分類

感染症類型	疾病名	届出の可否			届出方法			法に基づく入院勧告の可否			就業制限通知の可否		
		患者	疑似症	無症状病原体保有者	定点種別	時期	内容	患者	疑似症	無症状病原体保有者	患者	疑似症	無症状病原体保有者
1	エボラ出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	クリミア・コンゴ出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	痘そう	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	南米出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	ベスト	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	マールブルグ病	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	ラッサ熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
2	急性灰白髄炎	○	×	○	(全数)	直ちに	a	○	×	×	○	×	○
2	結核	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	ジフテリア	○	×	○	(全数)	直ちに	a	○	×	×	○	×	○
2	重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	鳥インフルエンザ(H5N1)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	鳥インフルエンザ(H7N9)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
3	コレラ	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	細菌性赤痢	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	腸管出血性大腸菌感染症	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	腸チフス	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	パラチフス	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
4	E型肝炎	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×

1類は
疑似症・無症状病原体保有者 = 患者
政令指定の2類は
疑似症 = 患者 (第8条)

厚労省HP
> 感染症法に基づく医師の届出のお願い
> 届出の対象となる感染症の種類
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000203410.pdf>

政令指定の二類：結核、SARS/MERS, H5N1/H7N9

入院対象（第20,26条）：
1・2類の患者

感染症法における感染症の分類

感染症 類型	疾 病 名	届 出 の 要 否			届 出 方 法			法に基づく入院勧告の可否			就業制限通知の可否		
		患者	疑似症	無症状病原体 保有者	定点種別	時期	内容	患者	疑似症	無症状病原体 保有者	患者	疑似症	無症状病原体 保有者
1	エボラ出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	クリミア・コンゴ出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	痘そう	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	南米出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	ベスト	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	マールブルグ病	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	ラッサ熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
2	急性灰白髄炎	○	×	○	(全数)	直ちに	a	○	×	×	○	×	○
2	結核	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	ジフテリア	○	×	○	(全数)	直ちに	a	○	×	×	○	×	○
2	重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARSコロナウイルスであるものに限る。)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERSコロナウイルスであるものに限る。)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	鳥インフルエンザ(H5N1)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	鳥インフルエンザ(H7N9)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
3	コレラ	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	細菌性赤痢	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	腸管出血性大腸菌感染症	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	腸チフス	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	パラチフス	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
4	E型肝炎	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×

厚労省HP

> 感染症法に基づく医師の届出のお願い

> 届出の対象となる感染症の種類

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000203410.pdf>

入院対象（第20,26条）：
1・2類の患者

感染症法における感染症の分類

感染症 類 型	疾 病 名	届 出 の 要 否			届 出 方 法			法に基づく入院勧告の可否			就業制限通知の可否		
		患者	疑似症	無症状病原体 保有者	定点種別	時期	内容	患者	疑似症	無症状病原体 保有者	患者	疑似症	無症状病原体 保有者
1	エボラ出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	クリミア・コンゴ出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	痘そう	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	南米出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	ベスト	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	マールブルグ病	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	ラッサ熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
2	急性灰白髄炎	○	×	○	(全数)	直ちに	a	○	×	×	○	×	○
2	結核	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	ジフテリア	○	×	○	(全数)	直ちに	a	○	×	×	○	×	○
2	重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARSコロナウイルスであるものに限る。)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERSコロナウイルスであるものに限る。)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	鳥インフルエンザ(H5N1)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	鳥インフルエンザ(H7N9)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
3	コレラ	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	細菌性赤痢	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	腸管出血性大腸菌感染症	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	腸チフス	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	パラチフス	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
4	E型肝炎	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×

1類は
疑似症・無症状病原体保有者 = 患者
政令指定の2類は
疑似症 = 患者 (第8条)

政令指定の二類：結核、SARS/MERS, H5N1/H7N9

厚労省HP
> 感染症法に基づく医師の届出のお願い
> 届出の対象となる感染症の種類
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000203410.pdf>

感染症対策に関する法律について 新型インフルエンザ等対策特別措置法

齋藤 智也

国立感染症研究所感染症危機管理研究センター長

新型インフルエンザ等対策特別措置法とは

- パンデミック（汎流行：地理的にまた規模的に急速に拡大する流行）に備え、また発生した際に対応するための法律
- 感染症法等の既存の法律を補完して機能

感染症対策に関する法律について

新型インフルエンザ等対策特別措置法

- 日本の新型インフルエンザ等対策の歴史
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等
 - 第3章 新型インフルエンザ等の発生時における措置
 - 第3章の二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置
 - 第4章 新型インフルエンザ等緊急事態措置
 - 第5章 財政上の措置等

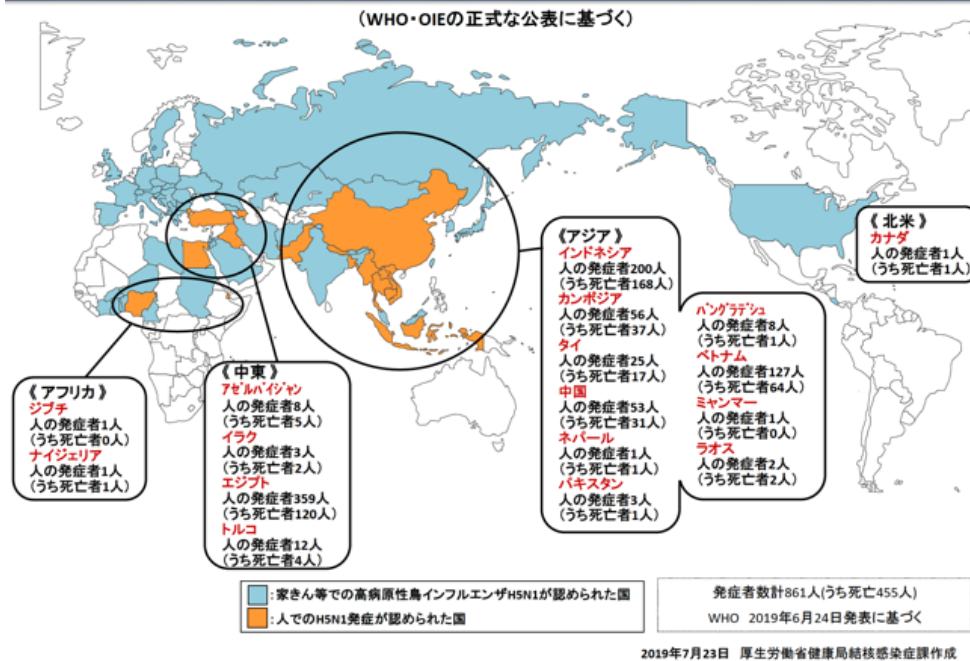
感染症対策に関する法律について

新型インフルエンザ等対策特別措置法

- **日本の新型インフルエンザ等対策の歴史**
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等
 - 第3章 新型インフルエンザ等の発生時における措置
 - 第3章の二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置
 - 第4章 新型インフルエンザ等緊急事態措置
 - 第5章 財政上の措置等

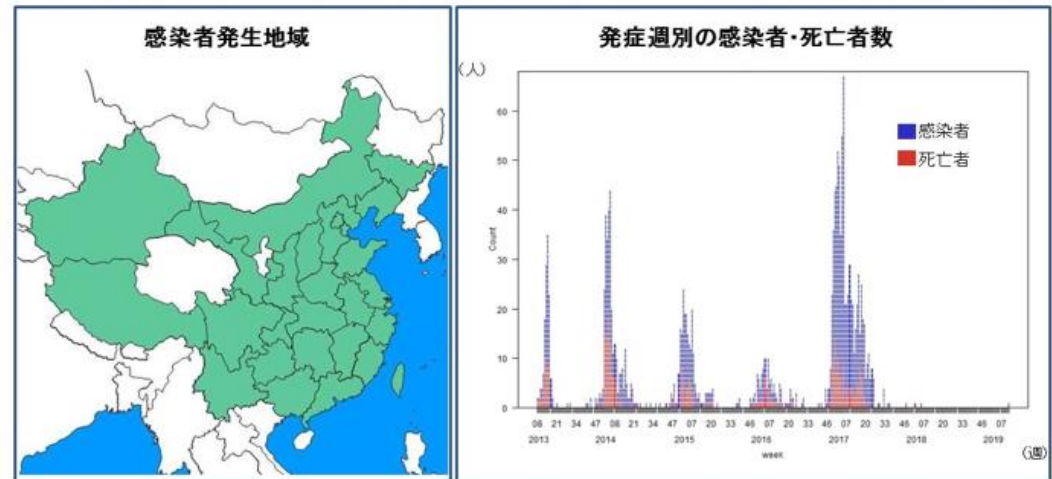
パンデミック対策 ≡ 新型インフルエンザ対策

鳥インフルエンザA(H5N1)発生病国及びヒトでの確定症例(2003年11月以降)



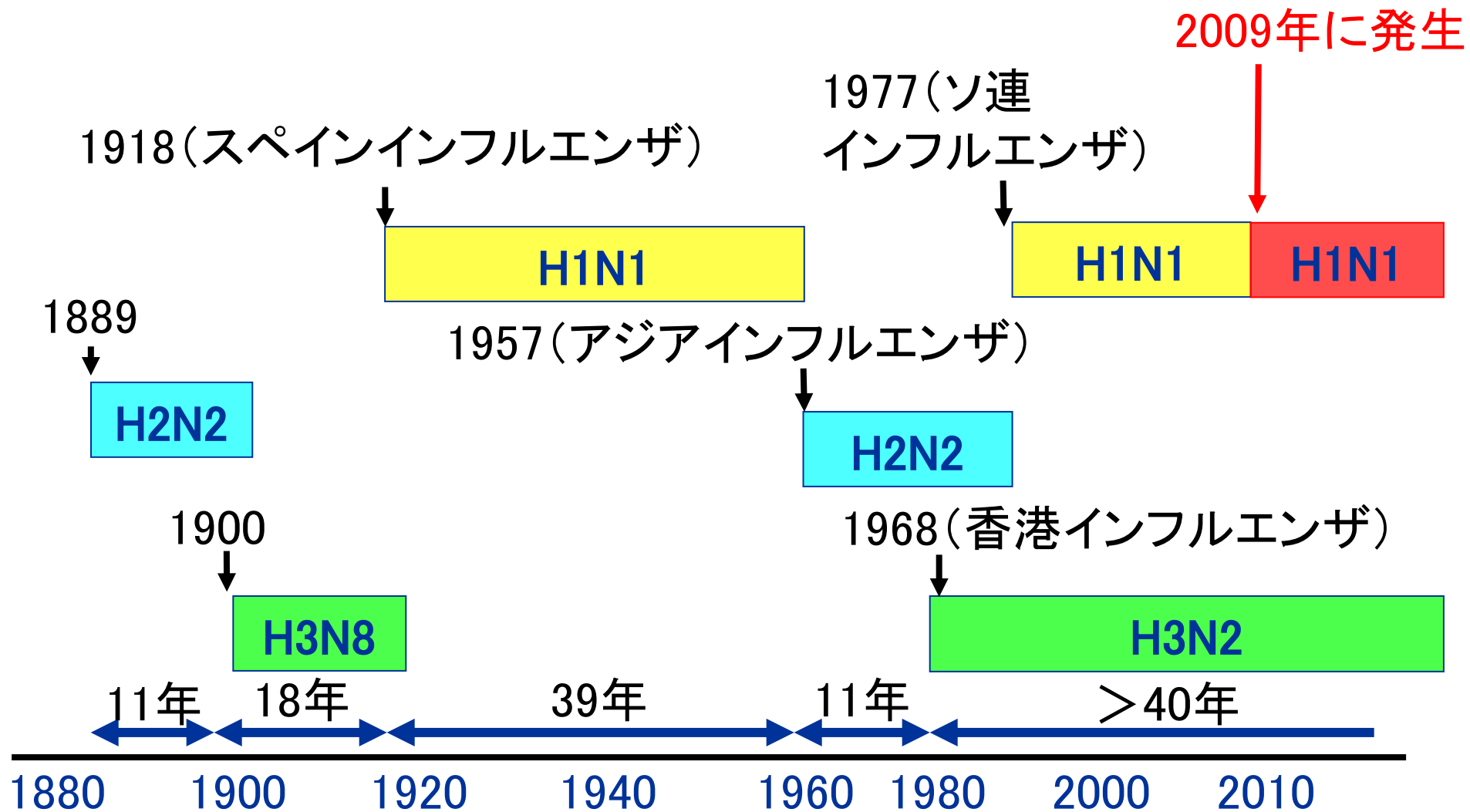
鳥インフルエンザA(H7N9)の発生状況(2013年3月以降)

2019年4月9日WHO発表によると、2013年3月以降、ヒト感染患者は1568名(うち、少なくとも615名死亡)。発生地域は中国(4市19省4自治区)、香港特別区、マカオ特別区、台湾で、輸入症例はマレーシア、カナダにて報告がある。



主にヒトへの感染性が認められる鳥インフルエンザ (H5N1、H7N9)
がヒトへの感染性・ヒト間の伝播能力を高める可能性を警戒

新型インフルエンザの歴史



日本の新型インフルエンザ対策の歴史

1997年	新型インフルエンザ対策に関する検討会報告書 (厚生省新型インフルエンザ対策に関する検討会)
2004年	鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議設置 新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会報告書 (厚労省新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会)
2005年	新型インフルエンザ対策行動計画作成 (新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議) 厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議設置
2006年	「インフルエンザ（H5N1）に関するガイドラインフェーズ3ー」 (厚労省新型インフルエンザ専門家会議) 行動計画改訂
2007年	「インフルエンザ（H5N1）に関するガイドラインフェーズ4以降ー」 (厚労省新型インフルエンザ専門家会議) 行動計画改訂
2008年	厚労省に新型インフルエンザ対策推進室設置 感染症法改正（「新型インフルエンザ」の追加等）
2009年	行動計画改訂 新型インフルエンザ対策ガイドライン策定

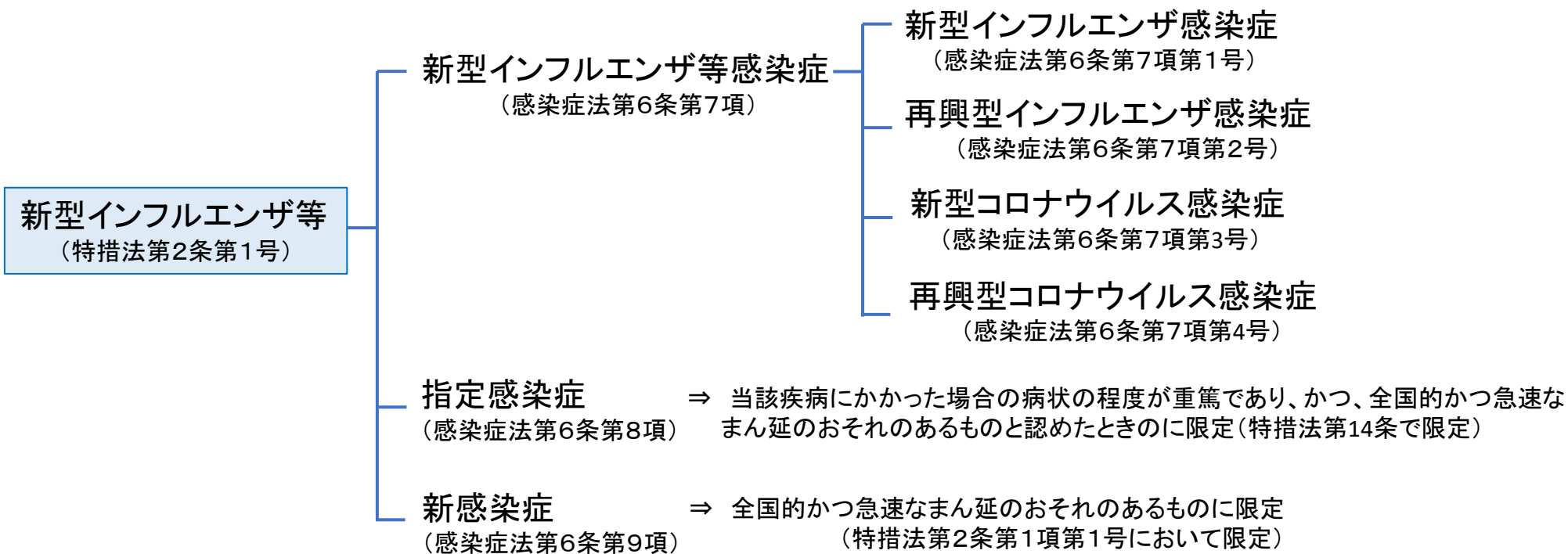
	法律	新型インフルエンザ対策 行動計画	新型インフルエンザ対策 ガイドライン
平成21年 2月		行動計画改定 (新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議)	ガイドライン策定 (新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議)
平成21年 4月	新型インフルエンザ (A/H1N1)発生		
平成22年 6月	新型インフルエンザ (A/H1N1)対策総括会議報告書		
平成23年 3月31日	新型インフルエンザ (A/H1N1) から通常の季節性インフルエンザ対策に移行		
平成23年 7月	予防接種法改正 (「感染力は強いが、病原性が低い新型インフルエンザ」が発生した場合の臨時の予防接種が可能に)		
平成23年 9月		行動計画改定 (新型インフルエンザ対策閣僚会議)	
平成24年 1月			ガイドライン見直し意見書 (新型インフルエンザ専門家会議)
平成24年 5月	新型インフルエンザ等 対策特別措置法公布		
	新型インフルエンザ等対策有識者会議 (平成24年8月閣僚会議決定) 有識者会議中間とりまとめ		
	政省令の制定	行動計画改定	ガイドライン改定

感染症対策に関する法律について

新型インフルエンザ等対策特別措置法

- 日本の新型インフルエンザ等対策の歴史
- **新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義**
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等
 - 第3章 新型インフルエンザ等の発生時における措置
 - 第3章の二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置
 - 第4章 新型インフルエンザ等緊急事態措置
 - 第5章 財政上の措置等

新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象疾患



新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義

特措法は既存法を補う法律

特措法は既存法を補う法律 感染症法の限界

• 感染症法

- 感染者または汚染された施設等に着目した医療的・公衆衛生的な感染源対策を規定
- 入院措置等では感染が収まらず、疫学的関係性が特定できない状況では、更なるまん延を食い止めることは困難。
 - ⇒ ソーシャルディスタンスの必要性
 - ⇒ 法的根拠の必要性

特措法は既存法を補う法律 予防接種法の限界

• 予防接種法

- 予防接種法の予防接種は、感染症の発生及びまん延予防という公衆衛生施策であると同時に、**感染症に対する免疫が脆弱な者の健康を保護することを目的**とするもの
- 個人の従事する業務の社会的重要性や国家存立への必要性等については考慮するものではない。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義

特措法の5つの意味

特措法の5つの意味

1. まん延防止策としての**ソーシャルディスタンシング**
↔ 感染症法：感染者、汚染された場所に対して入院・消毒を行う
 - 不特定多数への措置（外出自粛要請、施設・催し物の制限）
2. **国家の危機として政府一体**となって対応
 - 対策本部設置、基本的対処方針
3. **事前準備 (Preparedness)**
 - 行動計画・BCP、備蓄
4. 医療体制の臨時拡張(**surge capacity**)を行う
 - 臨時の医療施設
5. **社会的優先順位付けによる予防接種**を行う
 - 特定接種、住民接種

特措法の5つの意味

1. まん延防止策としてのソーシャルディスタンス

↔ 感染症法：感染者、汚染された場所に対して入院・消毒を行う

- 不特定多数への措置（外出自粛要請、施設・催し物の制限）

• 医療的対策

- 診断・隔離・治療
- ワクチンによる予防

感染症法

• 非医療的対策

- 人の接触を抑制すること
（社会的隔離）
によるまん延防止

新型インフル
エンザ等対策
特別措置法

特措法の5つの意味

1. まん延防止策としての**ソーシャルディスタンシング**
↔ 感染症法：感染者、汚染された場所に対して入院・消毒を行う
 - 不特定多数への措置（外出自粛要請、施設・催し物の制限）
2. **国家の危機として政府一体**となって対応
 - 対策本部設置、基本的対処方針
3. **事前準備 (Preparedness)**
 - 行動計画・BCP、備蓄
4. 医療体制の臨時拡張(**surge capacity**)を行う
 - 臨時の医療施設
5. **社会的優先順位付けによる予防接種**を行う
 - 特定接種、住民接種

特措法の段階

- **政府対策本部設置**（≡ 特措法対象疾患の発生）
 - 都道府県知事による、必要な協力の要請（第24条7項）
- **まん延防止等重点措置**（第31条の4）
 - 都道府県知事による営業時間短縮＋感染対策の要請（＋命令＋立入検査＋過料）
 - 時短中に当該業態に出入りしない＋感染対策の協力要請
 - 都道府県知事に対する国の指示権
- **緊急事態宣言**（第32条・第45条）
 - 外出自粛要請
 - 施設・催物の使用制限（＋命令＋立入検査＋過料）

感染症対策に関する法律について

新型インフルエンザ等対策特別措置法

- 日本の新型インフルエンザ等対策の歴史
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等
 - 第3章 新型インフルエンザ等の発生時における措置
 - 第3章の二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置
 - 第4章 新型インフルエンザ等緊急事態措置
 - 第5章 財政上の措置等

感染症対策に関する法律について

感染症対策に関する法律について 感染症法

- 法律・政令・省令・告示・通知
- 感染症法
 - 基礎知識（制定の背景と理念）
 - 感染症法上の類型
 - 患者・疑似症患者・無症状病原体保有者
 - 令和3年改正のポイントを中心に
 - サーベイランス
 - 積極的疫学調査
 - 感染症法上の措置
 - 医療の提供

作成：国立感染症研究所感染症危機管理研究センター長
齋藤智也
令和3年度厚生労働行政推進調査事業費（厚生労働科学特別研究事業）「新型コロナウイルス感染症等の感染症サーベイランス体制の抜本的拡充に向けた人材育成と感染症疫学的手法の開発研究」（研究代表者：鈴木基 国立感染症研究所感染症疫学センター長）にて作成しました。

感染症対策に関する法律について 新型インフルエンザ等対策特別措置法

- 日本の新型インフルエンザ等対策の歴史
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等
 - 第3章 新型インフルエンザ等の発生時における措置
 - 第3章の二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置
 - 第4章 新型インフルエンザ等緊急事態措置
 - 第5章 財政上の措置等



Youtube
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLRtVqhL7o7VTWNoZBL9s1cl7Eydt5SiMv>



資料(Dropbox)



実践！危機管理担当者の心得



危機管理担当者の心得-2 初動を早く！

08/27

カラ振りではない。
素振りである。



Youtube動画
https://youtube.com/playlist?list=PLRtVqhL7o7VToBEGVjoVvg29r_TgSuHF0



資料(Dropbox)

実践 危機管理担当者の心得 本日のまとめ

危機管理の心得

- ◆ 人の振り見て我が振り直せ
- ◆ 素振り！素振り！
- ◆ 悪い話ほど先に
- ◆ 機器管理・文書管理・人事管理
- ◆ テンプレートを作る。
- ◆ 被害想定に対して行動しない。
- ◆ 現場に権限を下ろす。
- ◆ 訓練をしよう！

実際の対応のポイント

- ◆ 流れを止めない！
- ◆ ほうれんそう・声を出す
- ◆ ホワイトボードが皆を安心させる
- ◆ 常に指差し確認
- ◆ 兵站は重要
- ◆ 事実を伝え憶測を述べない

作成：国立感染症研究所感染症危機管理研究センター長 齋藤智也
令和3年度厚生労働行政推進調査事業費（厚生労働科学特別研究事業）「新型コロナウイルス感染症等の感染症サーベイランス体制の抜本的拡充に向けた人材育成と感染症疫学的手法の開発研究」（研究代表者：鈴木基 国立感染症研究所感染症疫学センター長）にて作成しました。

